

介護老人保健施設サービス重要事項説明書

令和6年10月1日改定

この「重要事項説明書」は、「高槻市介護保険法に基づく事業及び施設に関する基準を定める条例（令和3年高槻市条例第42号）に定める介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（第25条―第27条）に基づき、介護保健施設サービス提供契約締結に際して、事業者が予め説明しなければならない内容を記したものです。

1. 介護老人保健施設サービスを提供する事業者について

事業者名称	医療法人 健和会
代表者氏名	理事長 徳本 光昭
所在地	高槻市登町33番1号
連絡先	072-673-7722

2. ご利用者へのサービスを担当する事業所について

（1）事業所の所在地等

事業所名称	介護老人保健施設ふれあい
介護保険 指定事業者番号	大阪府指定 第 2750980050 号
事業所所在地	高槻市登町33番2号
連絡先	072-676-2011
相談担当者名	支援相談員
事業所の通常の 事業実施地域	高槻市・茨木市

（2）事業の目的および運営方針

事業の目的	介護老人保健施設サービスの適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の医師、看護職員、介護職員、栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、支援相談員、介護支援専門員が、要介護状態の利用者に対し、適切な介護保健施設サービスを提供することを目的とする。高齢者の自立を支援し、その家庭への復帰をめざすとともに、高齢者の生活と福祉の向上と施設の発展をめざす。
運営方針	① 老人福祉処遇の質の確保と向上に努める。 ② 医療と福祉の機能を十分に備えた施設の位置づけにおける処遇を行う。 ③ 医療面の偏重（過剰医療、過少医療）を避け、生活援助の場としての施設を原則にバランスのとれた処遇に努める。

(3) サービス提供可能な日と時間帯

営業日	月曜日から日曜日まで
営業時間	24時間

(4) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日まで（12月30日～1月3日は休日）
営業時間	午前8時30分から午後4時30分

(5) 事業所の定員

定員	100名
----	------

(6) 事業所の職員体制

事業所の管理者	徳本 光昭
---------	-------

従業員の職種	定数	員数	職務内容
医師	1人	1人以上	医師は利用者の心身の状態の把握に努め、心理面に配慮して、適切な説明を行い、また必要な検査、投薬、処置等を行う。
看護職員	10人 (9.6人)	10人以上	看護職員は、医師ならびに上長の命を受け利用者の保健衛生並びに看護業務を行う。
介護職員	25人 (24.4人)	25人以上	介護職員は、医師並びに上長の命を受け利用者の日常全般にわたる介護業務を行う。
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	1人	5人以上	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、医師並びに上長の命を受け利用者などに対するリハビリテーション業務を行う。
介護支援専門員	1人	1人以上	介護支援専門員は、要介護者等からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況等に応じ適切なサービスを提供できるよう調整を行いケアプラン立案の中心となる業務を行う。
支援相談員	1人	3人以上	支援相談員は、入所者及び家族の処遇上の相談やレクリエーション等の計画・指導、市町村との連携、ボランティアの指導などの業務を行う。
管理栄養士	1人	1人以上	管理栄養士は、医師並びに上長の命を受け利用者などに対する栄養業務を行う。

※従業員の員数については、変更することもあります。

3. 提供するサービスの内容

(1) サービス内容

サービスの内容
1. 施設介護サービス計画の作成
2. 必要な医療、看護、介護による療養上の世話
3. 療養上必要な事項についての指導及び説明
4. 相談、援助
5. 食事
6. 機能訓練、レクリエーション等
7. 入浴

(2) 提供するサービスの基本料金

- ①基本利用料（要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります
 以下は1日あたりの自己負担分です。）

【在宅強化型】（非課税）

施設サービス費	多床室			個室		
	1割	2割	3割	1割	2割	3割
要介護1	918円	1,836円	2,754円	831円	1,661円	2,492円
要介護2	999円	1,997円	2,995円	910円	1,820円	2,729円
要介護3	1,069円	2,138円	3,207円	979円	1,957円	2,935円
要介護4	1,130円	2,260円	3,390円	1,039円	2,077円	3,115円
要介護5	1,186円	2,372円	3,558円	1,097円	2,193円	3,289円

※外泊時は、施設サービス費に代わって請求いたします。

（1割 382円、2割 763円、3割 1,145円）

但し、外泊初日及び最終日は算定いたしません。

(3) 加算の料金

加算項目	料金				算定要件
	1割	2割	3割		
夜勤職員配置加算	26円	51円	76円	1日につき	夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が、厚生労働大臣が定める基準に適合している施設について加算されます。
短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）	272円	544円	816円	1日につき	入所後3月以内に限り、理学療法士、作業療法士等が集中的なリハビリテーションを実施し、ADL等の評価結果等の情報を厚生労働省に提出した場合に加算されます。
認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）	253円	506円	759円	1日につき	入所後3月以内に限り、認知症の入所者に対して、理学療法士、作業療法士等が生活機能の回復を目的とした集中的なリハビリテーションを実施した場合に加算されます。
在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅱ	54円	108円	162円	1日につき	厚生労働大臣が定める施設基準に適合している場合に加算されます。

加算項目	料金				算定要件
	1割	2割	3割		
初期加算（Ⅱ）	32円	64円	95円	1日につき	入所後30日間に限って加算されます。
ターミナル加算1 （死亡日前31日～45日）	76円	152円	228円	1日につき	医師が一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した入所者に対して、個別の計画に基づいて医師、看護師、介護職員等が共同してターミナルケアを行った場合に、日数に応じて加算されます。
ターミナル加算2 （死亡日前4日～30日）	169円	338円	506円		
ターミナル加算3 （死亡日前2日～3日）	960円	1,919円	2,878円		
ターミナル加算4 （死亡日）	2,003円	4,006円	6,008円		
退所時栄養情報連携加算	74円	148円	222円	月1回限度	管理栄養士が、退所先の医療機関等に対して栄養管理に関する情報を提供した場合に加算されます。
再入所時栄養連携加算	211円	422円	633円	1回に限り	管理栄養士と病院又は診療所の管理栄養士と連携して、栄養ケア計画を策定した場合に加算されます。
入所前後訪問指導加算（Ⅱ）	506円	1,012円	1,518円	1回につき	退所後生活する居宅を訪問して、施設サービス計画の策定及び診療方針の決定にあたり、生活機能の改善目標を定めた場合に加算されます。
退所時情報提供加算（Ⅰ）	527円	1,054円	1,581円	1回に限り	【居宅に退所した場合】退所後の主治医に対して診療情報心身の状況、生活歴等示す情報を提供した場合に加算されます。
退所時情報提供加算（Ⅱ）	264円	527円	791円	1回に限り	【医療機関に入院した場合】医療機関に対して診療情報心身の状況、生活歴等示す情報を提供した場合に加算されます。
入退所前連携加算（Ⅰ）	633円	1,265円	1,898円	1回に限り	退所後の生活を見据え、居宅介護支援事業者と連携して利用方針を定め、情報提供を行い退所後のサービス利用に関する調整を行った場合に加算されます。
訪問看護指示加算	317円	633円	949円	1回に限り	入所者の退所時に当施設の医師が診療に基づき、退所後訪問看護が必要と認められ、訪問看護ステーションに対し、訪問看護指示書を交付した場合に加算されます。
協力医療機関連携加算（Ⅰ）	106円	211円	317円	1月につき	協力医療機関との間で、入所者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催し連携している場合に加算されます。
栄養マネジメント強化加算	12円	23円	35円	1日につき	低栄養状態のリスクが高い入所者に対し栄養ケア計画に基づいて、週3回以上の食事の観察・調整等を行い、栄養状態等の情報を厚労省に提出している場合に加算されます。
口腔衛生管理加算（Ⅰ）	95円	190円	285円	1月につき	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、口腔衛生等の管理を月2回以上行い、口腔衛生に係る技術的助言及び指導を介護職員に行っている場合に加算されます。
療養食加算	7円	13円	19円	1回につき	医師の指示等に基づき、入所者の年齢、心身状況によって適切な内容の療養食を提供した場合に加算されます。
かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）	148円	295円	443円	1回に限り	服用薬剤を医師とかかりつけ医が共同して、総合的な評価を行い情報提供した場合に加算されます。
所定疾患施設療養費（Ⅱ）	506円	1,012円	1,518円	1日につき	肺炎・尿路感染症・带状疱疹・蜂窩織炎・慢性心不全の増悪への投薬、検査、注射、処置等を行った場合に加算されます。
認知症チームケア推進加算（Ⅰ）	159円	317円	475円	1月につき	認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症ケアについて、会議を開催、定期的な評価計画の見直し等行った場合に加算されます。

加算項目	料金				算定要件
	1割	2割	3割		
リハビリテーション マネジメント計画書 情報加算（Ⅱ）	35円	70円	105円	1月につき	入所者ごとのリハビリテーション実施計画書の内容を厚生労働省に提出し、その情報を施設サービスの適切かつ有効な提供に活用している場合に加算されます。
褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	4円	7円	10円	1月につき	入所者ごとに褥瘡の発生とリスクを評価し、多職種共同して、褥瘡ケア計画を作成し継続的に褥瘡管理をした場合に加算されます。
排せつ支援加算（Ⅰ）	11円	21円	32円	1月につき	排せつに介護を要する入所者であって、適切な対応を行うことで要介護状態の軽減が見込まれる者について、多職種共同して、排せつに介護を要する原因を分析し、支援計画を作成し継続的に支援した場合に加算されます。
科学的介護推進体制加算（Ⅰ）	43円	85円	127円	1月につき	A DL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出した場合に加算されます。
安全対策体制加算	21円	42円	63円	1回に限り	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に体制を整備した場合に加算されます。
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	11円	21円	32円	1月につき	感染症法第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保し、感染症の発生時等に協力医療機関等と連携し適切に対応した場合に加算されます。
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	6円	11円	16円	1月につき	3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けている場合に加算されます。
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	11円	21円	32円	1月につき	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等に資する方策を検討するための委員会の開催や安全対策を講じた上改善活動を継続的に行っている場合に加算されます。
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	19円	38円	57円	1日につき	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上の場合に加算されます。
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）					所定単位数の7.5%相当が加算されます。

（４）その他の費用

食費	居住費（個室）	居住費（多床室）	日用品費
1,800円 （非課税）	1,728円 （非課税）	437円 （非課税）	200円 （非課税）
教養娯楽費	特別室利用	特別室利用	電気代（持込のみ）
100円 （非課税）	2人部屋 1,100円 （税込）	個室 2,200円 （税込）	55円 （税込）

※費用は、1日当たりの費用です。

※食費・居住費について負担減額認定を受けている場合には、認定証に記載されている負担限度額が1日にお支払いいただく食費・居住費の上限となります。

※その他の自費負担につきましては、契約書・料金表をご参考ください。

4. 利用料、その他の費用の請求および支払い方法について

① 利用料、その他の費用の請求	<p>ア 利用料、その他の費用は利用者負担のあるサービス提供ごとに計算し、利用のあった月の合計金額により請求いたします。</p> <p>イ 外泊時の初日、施設に戻られた日以外の期間の居住費は請求いたしません。</p> <p>ウ 請求書は、利用明細を記載し利用のあった月の翌月15日までに、又退所日にお渡しいたします。ただし、請求額のない月はお渡しいたしません。</p>
② 利用料、その他の費用の支払い	<p>ア 請求月の月末までに、下記のいずれかの方法によりお支払いください。</p> <p>(1) 利用者指定口座からの自動振替</p> <p>(2) 事業者指定口座への振込み</p> <p>(3) 現金支払い</p> <p>イ お支払いを確認しましたら、必ず領収書をお渡ししますので、必ず保管をお願いします。</p>
③ 利用料の変更手続き	施設が定める利用料について、経済状況の著しい変化やその他やむを得ない事由がある場合、入所者に対して変更を行う日の1ヶ月前までに説明を行い、当該利用月を相当額に変更します。

5. 療養上の相談をされる場合の相談窓口について

利用者の生活上、退所に向けての相談は、右記の窓口までご連絡ください。	住所 高槻市登町33番2号
	支援相談員
	電話番号 072-676-2011

6. 秘密の保持及び情報提供と個人情報の保護について

① 利用者等に関する秘密の保持及び情報提供について	<p>当事業者及び事業者の雇用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者等に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。</p> <p>但し、例外として</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 適切な病院もしくは診療所又は介護老人福祉施設等の紹介の場合 2. 居宅介護支援事業所の紹介 3. その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介について、利用者がサービスの提供を受けるため
---------------------------	--

	に必要な限度で情報提供を行うこととします。
②個人情報の保護について	<p>事業者は、利用者からこの重要事項説明書にて同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者等の個人情報を用いません。</p> <p>事業者は、利用者等に関する個人情報が含まれる記録物については、管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとしてします。</p>

〈肖像権について〉

当施設の、ホームページ・パンフレット・施設内外での研修、発表・掲示物・広報誌などにおいて、ご利用者様の映像・写真を使用させていただきたい場合がございます。使用につきまして以下のいずれかに○をご記入ください。

同意する 同意しない

7. 身体拘束の原則禁止について

- 1 施設は、原則として当該利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため、やむを得ない場合を除き身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行いません。
- 2 施設は、前項の身体拘束を行う場合には、次の手続きにより行います。
 - (1) 家族または利用者に説明し、その他方法がなかったか改善方法を常に検討します。
 - (2) 身体拘束にかかる態様及び時間、その際の入所者の心身の状況ならびに緊急やむを得なかった理由を記録します。
 - (3) 身体拘束防止委員会を設置し、検討を重ねます。
 - (4) 職員に対する身体拘束防止を啓発・普及するための研修を実施します。

8. 虐待防止について

- 1 施設は、入所者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講じます。
 - (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。
 虐待防止に関する責任者 介護長 市丸 直樹
 - (2) 虐待防止委員会を設置し、検討を重ねます。
 - (3) 職員に対する虐待を防止するための研修を実施します。
 - (4) 入所者及び家族からの虐待に関する苦情処理体制を整備します。

- 2 施設は、サービス提供中に当該施設または家族による虐待を受けたと思わ

れる入所者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

9. 緊急時の対応方法について

サービス提供中に利用者に、緊急の事態が発生した場合、利用者の主治医にご連絡するとともに、予め指定する連絡先にも連絡をします。緊急の場合は、協力医療機関への搬送をさせていただきます。

主治医	利用者の主治医	
	所属医療機関名称	
	所在地及び電話番号	
家族等	緊急連絡先の家族等	
	住所及び電話番号	
協力医療機関	医療機関の名称	医療法人健和会 うえだ下田部病院
	院長名	関 庚燁
	所在地及び電話番号	高槻市登町33番1号 072-673-7722
	診療科	内科、外科、整形外科、脳神経外科、 リハビリテーション科、リウマチ科
	救急指定の有無	有
協力歯科医	医療機関の名称	手島歯科医院
	所在地及び電話番号	高槻市登町15-23 072-674-4618

10. サービス提供に関する相談、苦情について

【事業者の窓口】 医療法人 健和会 介護老人保健施設 ふれあい <small>いちまるなおき くるきさなえ</small> (市丸直樹・黒木早苗)	所在地 電話番号 ファックス番号 受付時間	高槻市登町33番2号 072-676-2011 072-676-2030 午前8時30分より午後4時30分
【市町村の窓口】 高槻市役所 長寿介護課	所在地 電話番号 ファックス番号 受付時間	高槻市桃園町2番1号 072-674-7166 072-674-5135 午前8時45分より午後5時15分
【市町村の窓口】 高槻市役所 福祉指導課	所在地 電話番号 ファックス番号 受付時間	高槻市桃園町2番1号 072-674-7821 072-674-7820 午前8時45分より午後5時15分

【公的団体の窓口】 大阪府国民健康保険 団体連合会	所在地	大阪府中央区常磐町1丁目3番8号 中央大通FNビル内
	電話番号	06-6949-5418
	受付時間	午前9時より午後5時

1.1. 非常災害対策

- 1 施設管理者は、自然災害、火災、その他の防災対策について、計画的な防災訓練と設備改善を図り、入所者の安全に対して万全を期します。
- 2 前項の実施について少なくとも年2回以上の避難訓練を行います。うち1回は夜間又は夜間想定とします。

1.2. 事故発生の防止及び発生時の対応

- 1 施設は、事故の発生またはその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じます。
 - (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生防止のための指針を整備します。
 - (2) 事故が発生した場合またはそれに至る危険性がある事態が生じた場合、当該事実が報告され、その分析に通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備します。
 - (3) 事故発生防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行います。
 - (4) 事故発生または再発防止に関する担当者を選定しています。

担当者 介護長 市丸 直樹（リスクマネージャー）

- 2 施設は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、その他関係機関に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。
- 3 施設は、前項の状況及び事故に際して採った処置を記録します。
- 4 施設は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。